

とくのわ発！共に創る地域課題解決推進事業委託業務 公募型プロポーザル募集要項

徳島県企画総務部情報政策課

1 目的

本要項は、とくのわ発！共に創る地域課題解決推進事業委託業務を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式で事業者を募集及び選定するために必要な事項を定めることとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

とくのわ発！共に創る地域課題解決推進事業委託業務

(2) 業務の目的

「とくしまDX推進HUB　t o k u - N o i x（とくのわ）」の施設管理運営・コミュニケーションマネジメントと、官民協働プロジェクトを一体的に実施し、組織の枠を超えた多様な人材の交流・連携を加速させるとともに、デジタル技術も活用した地域課題の解決を図る。これにより、組織のあり方・風土を変革し、労働生産性の向上と新たな地域の魅力を創造し、地方創生に資する持続可能な官民協働の仕組みを構築することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 見積限度額

金50,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 委託契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

4 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。
また、複数事業者による共同企業体として参加する場合にあっても、構成する全ての事業者が要件を満たしていることとする。

- (1) 本募集要項公表の日から本業務の契約の締結日までの間に徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員の構成員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (6) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
- ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
 - エ 暴力団員の構成員等
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (10) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する団体等適当でないと認められる者でないこと。
- (11) 国税、地方税等の滞納がないこと。
- (12) 共同企業体による参加の場合は、構成する各事業者が本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成団体を兼ねている者でないこと。

5 現地説明会の開催

本事業の実施に際し、現地説明会を開催する。

- (1) 開催日時

令和8年2月27日（金）10時30分から
令和8年3月2日（月）10時30分から のいずれか

（2）開催場所

とくしまDX推進HUB toku-Niox（とくのわ）
徳島県徳島市寺島本町西1-61 徳島駅クレメントプラザ5階

（3）内容

- ア 事業概要の説明
- イ 施設案内
- ウ その他

（4）参加申込方法

参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書（様式第1号）を電子メールで、提出すること。提出後は、必ず確認の電話連絡を行うこと。

提出期限：令和8年2月25日（水）午後5時15分まで（必着）

提出先：徳島県企画総務部情報政策課 地域社会DX担当

電子メール jouhouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp
電話 088-621-2723

（5）その他

- ア 説明会の参加は、各社4名（共同企業体の場合は1企業体4名）までとする。
- イ 駐車場は、徳島駅クレメントプラザ等の駐車場を利用し、駐車料金は各自で負担すること。
- ウ 募集要項、仕様書については、各自で用意すること。

6 質問及び回答

本業務に関して質問がある場合は、質問書（様式第2号）を電子メールで、提出すること。提出後は、必ず確認の電話連絡を行うこと。

（1）受付期限

令和8年3月6日（金）午後5時15分まで（必着）

（2）受付先

徳島県企画総務部情報政策課 地域社会DX担当
電子メール jouhouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp
電話 088-621-2723

（3）回答方法

質問に対する回答は、令和8年3月9日（月）までに徳島県ホームページにて公表する。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加表明書等を提出しなければならない。

（1）提出書類

- ア 参加表明書（様式第3－1号）
共同企業体による参加申込の場合は、様式第3－2号を使用すること。
 - イ 共同企業体協定書兼委任状（様式第4号）
共同企業体による参加申込を行う場合にのみ提出すること。
 - ウ 会社概要書（様式第5号）
 - エ 法人の場合は、登記事項証明書の写し、個人事業者の場合は、個人事業開始届の写し
 - オ 納税証明書（提出日から3か月以内に発行されたもの。写しでも可とする。）
 - ① 国税（法人税、消費税及び地方消費税）
 - ② 徳島県税（徳島県税に未納又は滞納がないことの証明）
 - ※ ②については、業務を実施する支店、営業所等（本社が実施する場合は、本社とする。）の所在地が徳島県内にある場合のみ提出すること。
 - カ 直近2期分の決算書又は税務申告（法人設立1年未満等で決算書が無い場合は、事業計画書及び予算書）
 - キ 業務実施方針（任意様式）
 - ク 業務実施体制（任意様式）
- ※ 共同企業体による参加を行う場合にあっては、ウ～カに規定する資料については、構成する全ての事業者が提出すること。

(2) 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出場所

徳島県企画総務部情報政策課 地域社会DX担当

（〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

持参又は郵送

(6) その他

持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分までの間にすること。郵送する場合は、簡易書留等の配達の記録が残る差出方法によるものとし、かつ、提出期限までに必着するものに限ること。

8 企画提案書等の提出方法等

参加表明書等を出した者（以下「応募者」という。）は次に定めるところにより、企画提案書等を提出すること。なお、企画提案書等の作成に当たっては、本募集要項8から10までの作成要領を遵守し、作成するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書等提出書（様式第6－1号）

共同企業体による企画提案の場合は、様式第6－2号を使用すること。

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務実績報告書（様式第7号）

※ 共同企業体による企画提案の場合は、構成する全ての事業者が提出すること。

エ 見積書（様式第8号）

オ ア～エを記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）

（2）提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時15分まで（必着）

（3）提出場所

徳島県企画総務部情報政策課 地域社会DX担当

（〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地）

（4）提出部数

7部とする。そのうち、正本を1部とし、副本を6部とする。

なお、オのア～エを記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）については、1部の提出とする。

（5）提出方法

持参又は郵送

（6）その他

ア 持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分までの間にすること。

イ 郵送する場合は、簡易書留等の配達の記録が残る差出方法によるものとし、かつ、提出期限までに必着するものに限ること。

ウ （2）の提出期限を経過した後の書類の変更及び再度の提出は、認めないものとする。

9 企画提案書（任意様式）の作成要領

（1）企画提案書の規格

ア A4判、横書きで作成し、印刷は両面印刷を基本とすること。

イ 表紙及び目次を除き、ページの下部にページ番号を付すこと。

ウ 記載内容は、できる限り平易な言葉を用いることとし、必要に応じて用語解説を付すこと。

エ 企画提案書に記載した内容は、見積書における見積金額の範囲内で実施可能なものとすること。

（2）企画提案書の記載内容

企画提案書は、任意の様式とし、次の表に定める事項の番号順に記載すること。

番号	項目	記載内容
1	事業者概要	<ul style="list-style-type: none">事業者の概要（代表者、従業員数及び事業所所在地）を記載すること。本業務を担当する営業所の場所及び営業所の職員数を記載すること。

2	業務実施方針	本県の業務の目的を踏まえ、事業者における本業務に対する基本的な考え方、特に留意している点、重点的に取り組む事項などの業務実施方針について記載すること。
3	業務実施体制	本業務の実施に当たり、必要な要員を確保し、進捗等のプロジェクト管理及び業務を確実に実施できる体制が整っているか、プロジェクト責任者、業務リーダーその他構成員等の経験にも触れながら記載すること。
4	業務実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体のスケジュール案を示すこと。 ・ 本業務の実施内容について、仕様要求に基づき実現方法等を具体的に示すこと。 ・ その他提案できることがあれば記載すること。
5	自由提案	独自にアピールする事項について記載すること。

10 見積書（様式第7号）の作成要領

見積書は、次の条件を遵守し、作成すること。

- (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税額、消費税及び地方消費税に係る免税事業者にあっては、その相当額を加算して見積もった金額を記載すること。
- (2) 企画提案書、仕様書の内容に基づき、全ての経費を見積もること。
- (3) 経費の総額を示すとともに、費用内訳を示すこと。

11 審査

- (1) 提出された企画提案書等については、県が設置する「とくのわ発！共に創る地域課題解決推進事業委託業務に係る事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、別表「とくのわ発！共に創る地域課題解決推進事業委託業務企画提案評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき、審査を行い、契約予定者を選定する。
 - ア 選定委員会において、企画提案書等のプレゼンテーション審査を実施する。提案者が1者であった場合にも、プレゼンテーション審査は実施する。
 - イ 評価基準に基づき総合的に採点評価した上で、最優秀提案者を選定し、本業務の契約の相手方の候補とする。なお、提案者が1者であった場合は、企画提案の適否を判断する。
 - ウ 開催は、令和8年3月下旬を予定している。実施日時・場所等の詳細については、別途通知する。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外する。
 - ア 上限金額を超える金額での見積書の提出があった場合。
 - イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明した場合。
 - ウ その他、委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明した場合。

12 審査の結果の通知

- (1) 審査結果は審査後、全ての応募者に対し、文書で通知するとともに、最優秀提案者の名称等を徳島県ホームページにおいて公表する。ただし、審査の経緯については、公表しない。
- (2) 審査結果に対する異議申立ては受理しない。

13 契約の締結

契約に当たっては、県と最優秀提案者とが協議の上、随意契約を締結するものとする。ただし、当該協議が整わなかった場合には、次順位の者と協議を行うものとする。

14 スケジュール

内容	日程
公募開始	令和8年2月16日（月）
現地説明会の開催	令和8年2月27日（金）、3月2日（月）のいずれか
質問書の受付期間	令和8年2月16日（月）から 令和8年3月6日（金）午後5時15分まで（必着）
質問回答	令和8年3月9日（月）
参加表明書等の提出期限	令和8年3月13日（金）午後5時15分まで（必着）
企画提案書等の提出期限	令和8年3月19日（木）午後5時15分まで（必着）
審査（プレゼンテーション）	令和8年3月下旬
審査結果通知及び公表	令和8年3月下旬

15 その他

- (1) 県において公正な選定が確保できないと判断した場合は、選定を中止する場合がある。
- (2) プロポーザルに係る企画提案は、1参加者（1共同企業体）につき1提案とする。
- (3) 本プロポーザルに参加するために要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルに参加後、参加を辞退する場合は参加辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- (5) 本プロポーザルで使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (6) 本県が提示した本プロポーザルに関する資料は、本業務に対する企画提案以外の目的で使用し、第三者への開示・漏えいをしてはならない。
- (7) 本プロポーザルの参加に当たり、本プロポーザル参加者に生じた損害等については、県は一切その責を負わない。
- (8) 本募集要項に規定していない事項が発生した場合は、公平性を考慮の上、適宜本県が判断するものとする。
- (9) 県の令和8年度予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、本事業の一部又は全部を実施しない場合がある。

16 問合せ先

徳島県企画総務部情報政策課 地域社会DX担当

住 所 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電 話 088-621-2723

電子メール jouhouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp